

令和5年度生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金の給付 Q & A

No.	質問項目	質問	回答
1	提出書類について	本給付金申請書は、市町村において取りまとめが必要か。	申請者が直接県に提出する必要がありますので、とりまとめは不要です。
2	提出書類について	申請書等提出時に領収書等の提出は必要か。	必要に応じて求める場合があります。
3	公的支援について	給付金支給要綱第3条(2)に「継続的な公的支援がないこと」とあるが、地区社協、自治会からの支援を受けている場合はどうか。	本給付金の申請に係る公的支援は「国、県、市」となります。
4	公的支援について	共同募金のお金を利用して活動しているが、本給付金の給付対象となるか。	公歴支援に該当しない場合は、本給付金対象となります。
5	口座について	団体の経費について、個人の名義を利用しているが、本給付金の対象となるか。	団体の経費と個人の経費が明確に区分できること、団体の口座として使っていることが証明できる書類を提出してください。 例) 口座の持ち主以外の役員等の署名等。
6	給付対象について	市から委託事業を受けており、委託料を受け取っている場合、支援を受けているとして給付対象外となるか。	対象業務の財源が公費の場合は、本給付金給付対象外と考えます。
7	給付対象について	認知症カフェは対象か。	認知症カフェとしての活動は対象となりませんが、それ以外に本給付金の目的に沿った活動を行っている場合は対象となります。
8	給付対象について	規約等は作成していない団体であるが、給付対象となるか。	給付金支給要綱第5条に規定されている提出書類がそろっていることが必要条件となります。
9	給付対象について	地区社協で事務局を行い、ボランティア団体が住民サービスのような活動を行っている団体があるが、給付対象となるか。	地区社協とは別の団体で、事務のみ地区社協が行っており、経費が区分されている場合は給付金の給付対象となります。)
10	給付対象について	見守り、居場所づくりとコミュニケーションづくりを目的とした集会所カフェ、その他は事業の対象になるか。	生活困窮者や一人暮らし等高齢者に対する支援を主たる目的として行っている活動である必要があります。
11	給付対象について	生活困窮者に対する支援活動のみが対象か。高齢者支援を行っている団体自体は複数ある。	生活困窮者に関わらず、給付金支給、要綱に定める活動は対象となります。

令和5年度生活困窮等の高齢者の支援に取り組む団体への支援給付金の給付 Q&A

No.	質問項目	質問	回答
12	給付金の使い道について	備品購入費として活用してよいか。	用途は限定していません。
13	給付時期について	令和5年度中に給付金を支出することになるのか。	3月から5月頃を予定しています。
14	実績報告について	第7号様式の活動報告書だけの報告でよいか。	7号様式のみで構いません。必要に応じて別紙等添付ください。